

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第 1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 抗告人が相手方に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める。
- 3 相手方は、抗告人に対し、1245 万 1684 円及び平成 27 年 12 月以降毎月 25 日限り 73 万 2452 円を仮に支払え。

第 2 抗告の理由

抗告の理由は、別紙「抗告理由書」に記載のとおりである。

第 3 事案の概要

1 (1) 相手方は、自動車部品の研究、開発、設計、製造、販売及び修理等を目的とする株式会社である。

(2) 抗告人（昭和 33 年〇月〇日生）は、平成 23 年 6 月 3 日頃、相手方と、期間の定めのない雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結し、相手方の A1 事務所にマネージャーとして勤務したが、平成 26 年 1 月に相手方の B 本社に転勤（以下「本件転勤」という。）となり、C マネージャー（以下「C」という。）の下で、一担当者として業務に従事するようになった。

(3) 相手方は、抗告人に対して、同年 5 月 8 日、自宅待機を命じ、さらに、同年 6 月 30 日、同日付けで普通解雇する旨を告げた。

2 本件は、抗告人が、相手方に対し、相手方が抗告人に対して行った解雇が無効であるとして、労働契約に基づき、労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めるとともに、1 か月当たり 73 万 2452 円の月例給与として、平成 26 年 7 月から平成 27 年 11 月までの支給分に当たる合計 1245 万 1684 円及び同年 12 月以降毎月 25 日限り 73 万 2452 円を仮に支払うことを求める事案である。

3 原審は抗告人の申立てを却下し、抗告人が即時抗告した。

4 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原決定を次のとおり補正するほかは、原決定の「理由」欄の「第 2 事案の概要」の 2 及び 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原決定 2 頁 7 行目「男性である」を「男性であり、昭和 62 年 3 月に大学を卒業後、相手方に入社するまで、D 自動車株式会社での約 20 年間の勤務を含め約 29 年間の自動車業界における勤務経験を有し、品質保証に関連する業務にも多数携わった経験を有していた」と改める。

(2) 同 2 頁 15 行目の「以下「本件雇用契約」という。」を「本件雇用契約」に改める。

(3) 同 3 頁 8・9 行目の「以下「本件転勤」という。」を「本件転勤」に改める。

(4) 同 3 頁 9 行目の「本件転勤後は」の次に「E 部に配置となり、」を加える。

(5) 同 3 頁 11 行目末尾の次に行を改めた上、次のとおり加える。

「イ 担当業務

原告人は、E 部において、当初は、①ワランティーデータの詳細解析とその結果に基づく各事業部（ビジネスユニット。BU ともいう。）との活動合意（自動車メーカーから相手方に対して寄せられる部品の市場における不具合に関する情報（ワランティーデータ）を解析し、不具合の傾向、特徴を明確化し、どうすれば不具合を減らすことができるのかという対策を考え、BU に提案する資料を作成すること）、②F 社（F 自動車）返却品報告書の期限内提出（F 社から返却された部品に関して、返却日から F 社への返却品報告書提出までの活動計画を策定し、提出すること）、③CQTS のインプット（自動車メーカー等からの返品部品、返品日、担当者等を会社内の所定のシステムに随時入力する作業）を担当することとなり、同月 6 日、C から原告人に対して担当業務の説明がなされた。〔証拠略〕」

(6) 同 3 頁 12 行目の「イ」を「ウ」に、同頁 15 行目の「ウ」を「エ」に、それぞれ改める。

(7) 同 4 頁 7 行目冒頭から同頁 26 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 原告人の主張

原告人の勤務能力及び勤務成績には何らの問題は無く、本件解雇は、客観的合理性及び社会的相当性が認められず、無効である。

原告人は、異動後、相手方から、相手方が自動車メーカー等に提供している自動車部品について、BU が不具合の原因を究明し、不具合を解消する（ワランティー件数を低減する）ため、過去 1 年間で相手方が受けたワランティーデータを分析して、BU 向けの提案としてまとめるように指示された。

原告人が相手方から受けた指示は、ワランティーデータを用いて要因分析（実際の不具合現象を生んでいる原因を究明し特定することを目的とする作業）を行うことであったが、ワランティーデータの「現象コード」には実際の不具合現象が正確に反映されていない可能性が高く、これを把握するためには、「現物」を確認しなければならず、要因分析は、実際の不具合現象が把握され確定した後に行いうる作業であることから、現象コードしかなく、いまだ低減対象の不具合現象が確定されていない段階では、低減活動に結びつく作業とはなりえないものである。相手方は、原告人が相手方の指示を無視し、これに従った成果物を提出しなかったと主張するが、現物により実際の現象が確認されていない段階では、低減活動に結びつかない要因分析しかなしえない。

したがって、相手方の要因分析をする旨の指示に対し、原告人が低減活動に結びつく要因分析をしていないことをもって、原告人が上長の指示に従っていないと評価することはできず、本件解雇には客観的理由も社会的相当性もない。

イ 相手方の主張

相手方は、抗告人について、A 事務所での勤務実績、勤務態度等が低劣であったことから、A 事業所における責任者としての任務を任せることはできないと判断し、B 本社の E 部に異動としたが、抗告人は異動後においても、自らの考え方に固執し、上長の指示等を理解しようとはせず、上長による指導も素直に受け入れる態度も全く見られず、事あるごとに上長の指導に反発し続けた。そのため、相手方としては、抗告人をこのまま配置しておくことは困難と判断し、就業規則 71 条 4 号及び 7 号を適用して抗告人を普通解雇したのであり、本件解雇は、客観的合理性及び社会的相当性が存在するから、有効である。

すなわち、相手方が抗告人に対して異動後に指示したのは、ワランティーデータを分析することで、市場で起こっている様々な不具合に関して、こういった傾向があるのか、こういった特徴があるのかを把握して、不具合の原因についての仮説を立て、それに基づいた具体的アクションプランを立てることであり、抗告人が指摘する要因分析（不具合部品を実際に見て、それを分析すること）ではない。自動車部品に不具合が生じた場合、その原因を発見するためのアプローチはいろいろあるが、より積極的に問題を見つけ出し、解決活動につなげるには、ワランティーデータを含めた極めて多数の情報を分析し、傾向を把握し、仮説を立てて、またその仮説が正しいかを確認することの繰り返しとなる。ワランティーデータの分析は、この仮説を立てるためのものであり、データからどのような傾向があるのか、どのような特徴があるのかを把握することによって、仮説を立てることを目的としているものである。したがって、ワランティーデータを分析することによって、それだけで不具合の真の原因が発見されるものではなく、あくまで調査をするに当たっての 1 つの取っ掛かりを探し出すのが目的であり、その分析は様々な切り口から行うことが求められるのである。

抗告人は、相手方がこのような趣旨でワランティーデータの分析を行うことを指示し、その趣旨等について繰り返し説明をしたにもかかわらず、自らの考えに固執し、上長の指示が意味のないものであるとして、指示に素直に従わず、むしろ反抗的な態度に終始していたものであり、本件解雇には、客観的合理性及び社会的相当性があることは明らかである。」

(8) 同 5 頁 3 行目の「いずれも」から同頁 4 行目の「長女」までを「平成 4 年生まれで、平成 28 年 4 月 1 日に大学院生になった長女」に改める。

(9) 同 5 頁 13 行目の「債権者の長男は 24 歳、長女は 22 歳であり」を「抗告人の長男は平成 2 年生、長女は平成 4 年生であり」に改める。

第 4 当裁判所の判断

1 当裁判所も、抗告人の申立てには理由がないから却下することが相当であると判断する。その理由は、原決定を次のとおり補正するほかは、原決定の「理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原決定 6 頁 19 行目の「分析し、」の後に「市場で何が起こっているのかを推定し、同月 10 日までに、」を加え、同頁 21 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に改める。

(2) 同 6 頁 22 行目の「提出した」を「提出したが、同報告書兼提案書の中には「ワランティーデータは、統計データに過ぎず、現実のアクションに繋がるのは、現地現物での調査結果である」旨の記載がある」に改める。

(3) 同 6 頁 25 行目の「指摘し、」の次に「現象コードと原因コードという切り口だけの表面的な分析にとどまらず、ワランティーデータを用いた地域性、季節要因、特定車両、機種、ロット、時系列別の分析をするように指示するなどして、」を加え、同頁 26 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に改める。

(4) 同 7 頁 3 行目の「追加したにすぎず、」の次に「季節要因、時系列要因、地域性と顧客の工場別の切り口のデータを加えているものの、全体の脈絡が不明であり、個々の主張に乏しいものであり、」を加え、同頁 4 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に改める。

(5) 同 7 頁 5・6 行目の「提出した」を「提出したが、様々な切り口からワランティーデータを分析し、傾向等を把握することによって、故障件数の低減のためのきっかけを見つけないという趣旨に適うものではなかったことから、C と E 部の部長である G 執行役員（以下「G」という。）は、具体的な例を示すなどして、もっと多くの切り口から分析するよう指導した」に、同頁 6 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」にそれぞれ改める

(6) 同 7 頁 7・8 行目の「提出した」を「提出したが、指摘を受けて全体を見直すということは行わず、指摘された部分を追加するにとどまっていたことから、C は再度、ワランティーデータの分析の趣旨を説明して指導を行った」に、同頁 8 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

(7) 同 7 頁 10 行目の「提出した」を「提出したが、ワランティーデータの分析に基づかない一般的な組織上の取組論に終始し、それまでの検討よりも後退した内容となっていたことから、C は再度、ワランティーデータの分析の趣旨等を説明して、指導を行った」に改める。

(8) 同 7 頁 12 行目の末尾に改行の上、「これに対して、C 及び G は、データから分かる事実と抗告人の推定とが入り交じって分かりにくい内容となっていること、感想文・評論文となっていること、一般論ではなく具体的な説明を記述すべきこと、結論を明示し、結論から具体的な行動を導き出すようにすることなどを指導した。」を加える。

(9) 同 7 頁 20 行目の「寄せられた」を「寄せられたことから、C は H マネージャーのコメントを抗告人に転送した。さらに、G は、同日、抗告人から、同報告書兼提案書に目を通して感想がほしいと求められ、内容を検討の上、抗告人に対し、①これまで技術レポートを書いたことがあるのか疑問であること、②文章も内容も稚拙で、分かりにくいこと、③データを張り付けただけであること、④評論家的な意見を述べているだけであり、提案書の体をなしていないことなどの意見を述べる旨のメールを送信した」に改める。

(10) 同 7 頁 20 行目の「〔証拠略〕」の次に「〔証拠略〕」を加える。

(11) 同 7 頁 21・22 行目の「提出した」を「提出したが、その内容は前の提案書とほとんど同内容のものであったことから、C は、データに基づく記述とし、必要なデータも添付す

るように指導した」に、同頁 22 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(12) 同 8 頁 1 行目冒頭から 2 行目末尾までを次のとおり改める。

「これに対して G は、同日、原告人に対して、「これが見直したものとは、あまりにもひどいのではないですか?」、「まずは、どういう切り口でデータを分析するのか、色々なパターンがあり得るので、それを書き出して、その後優先順位を付けて、まずは分析をきちんと行う。途中段階での気づきがあれば、それを基に分析方針を見直す、などの明快な業務遂行計画が必要だと思います、と言った訳です。」、「3 月末の **Review** では、X さんは、F 自動車については、少なくとも現在まで色々な見方で F 自動車のデータを扱ってきた訳ですから、F 自動車だけでよいので、どういう切り口で、どんな可能性があり得るかを考える全ての案を出して、プライオリティ、日程案を付けて説明してください。」とのメールを送ったうえで、報告書の実例を 3 例送付し、指導・注意を行った（甲 19、ほか[証拠略]）。」

(13) 同 8 頁 5 行目冒頭から 6 行目末尾までを以下のとおり改める。

「その内容は、(ケ) の報告書兼提案書とほとんど同じであったことから、C は、同日、原告人に対し、なぜ G の指摘を反映しないのかをメールで尋ねたところ、原告人は、「ご質問につきましては、C さんは G さんの電子メールをお読みにになりましたか? 理由は G さんのメッセージの下から 4 行目ぐらいになるかと思います。」などと返信したが、原告人が指摘する G のメールは、G が同年 3 月 12 日に原告人に送信した前記メールの「3 月末の **Review** では、X さんは、F 自動車については、少なくとも現在まで色々な見方で F 自動車のデータを扱ってきた訳ですから、F 自動車だけでよいので、どういう切り口で、どんな可能性があり得るかを考える全ての案を出して、プライオリティ、日程案を付けて説明してください。」部分を指しており、相手方が指示するワランティーデータの分析作業自体に反発する内容のものであった。

さらに、原告人は、同年 2 月 28 日提出の提案書について、G が原告人から感想を求められ、同日、原告人に対して、発出していたメールに対する返信として、「G さんがどうも誤解していらっしゃる節があるのでお伝えしますが、**Warranty Data** を分析しても、一般的な技術レポートにはなりません。統計的なレポートにはなりますが…。その背景は、**Warranty** データには、故障診断等に使う計測された物理量等は、殆ど存在していないことにあります。このことが良く分かっていられない様に感じます。その背景には、ご自身で **Warranty Data** を分析したことが無いことが存在するのではないのでしょうか」、「私は、科学工業英語 2 級の資格を持っています。この資格は、英語に限ったものではなく論理的な文章をどう書くかというアイディアに基づく資格です。従って、英語がいくら上手くてもこの資格は取れません。G さんは、論理的な文章や文章を書く為の何らかの資格を持っていらいいますか?」、「先ず C さんや I さんの質問や課題を理解してからコメントされることをお勧めします。当たり前の話ですが、**Question** を理解していない人は **Answer** には到達できません」、「冒頭の様な誤解が G さんの頭の中にあるのではないかと思います、それを取り去る良い薬としては、ご自身で分析してみることと存じます」な

どという内容のメールを返信した。（甲 19、ほか〔証拠略〕）。」

（14）同 8 頁 15 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、同頁 17 行目及び同頁 21・22 行目の各「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

（15）同 8 頁 24 行目の「しなかった」を「しなかったことから、C は、1 月 31 日までにワランティーデータの分析と提案書を提出するように指示するとともに、D 自動車に納入している部品の一つである FND（ファウンデーションブレーキ部品）についても、同様の提案書を、1 月 31 日までに提出するように指示した」に、同頁 24 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

（16）同 8 頁 25 行目の「提出した」を「提出したが、現象コードと原因コードに基づく分析しかしておらず、現象コードと原因コードに基づく分析の結果、どのような結論を得たかも記載されていないものであった」に改める。

（17）同 8 頁 26 行目の「G 執行役（以下「G」という。）」を「G」に、同 9 頁 2 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

（18）同 9 頁 3・4 行目の「提出した」を「提出したが、これに対して、C はワランティーデータに基づく具体的な提案となっていないとして、修正を求めた」に、同頁 4 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に改める。

（19）同 9 頁 5・6 行目の「提出した」を「提出したが、その具体的な内容は従前のものとほとんど変わらないものであった」に、同頁 6 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

（20）同 9 頁 7 行目の「提出」から 10 行目末尾までを以下のとおり改める。

「提出したが、従前の報告書兼提案書に若干の変更を加えるものに過ぎなかったことから、C が原告人に対して、何故指示に従わないのか注意したところ、原告人は、ワランティーデータを分析しても意味がない、前職の D 自動車で 20 年以上ワランティーデータの分析をやってきたが、参考データとしてのみとらえており、ワランティーデータを分析することによって解決策を出せと言われたのは初めてであると発言した。これに対して、C は求めているのは不具合の提言のアプローチを検討するための現状の把握であり、それを基にした具体的アクションの策定であり、基本的なことであるとの指導をした（〔証拠略〕）。」

（21）同 9 頁 17 行目の「同じであった」を「同じであったが、原告人は同月 17 日の打合せにおいて、報告書兼提案書の内容について、ワランティーデータの分析のストーリーは直しておらず、分析の切り口も見直していないと発言した。これに対して、C は、元の文章を箇条書きにした程度では修正ではないとして、最後の結論が明らかでないことなど提案書の内容について指摘をして、修正を求めた」に、同頁同行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に、それぞれ改める。

（22）同 10 頁 1 行目の「〔証拠略〕」を「〔証拠略〕」に改め、同頁 2 行目の「平成 26 年 3 月 28 日、」の次に「同日予定されていた打ち合わせまでに、原告人が修正した提案書を提出しなかったことから、」を加える。

(23) 同 10 頁 15・16 行目の「提出した」を「提出したが、要因をいくつか列挙し、その要因を検証、実証していくための具体的な活動については記載されていないものであった」に、同頁 18 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(24) 同 10 頁 19・20 行目の「提出した」を「提出したが、要因を 1 つ付け加え、各要因の後に「1 か月程度かかる」旨を追記し、最後に疑問点を数行付け加えたものであった」に、同頁 22 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(25) 同 10 頁 23・24 行目の「提出した」を「提出したが、前回のレビュー後に原告人が行ったことを追記し、課題ばらしについても、活動として、①CAC での現況調査、②お客様からの聞き取りと裏付け調査、③P - Code71 と 72 のモニター、④異議申請、⑤効果確認、⑥異議申請の為の物的 Evidence の調査、⑦異議申請の手順の調査に分けたものの、①ないし③については、具体的な活動は記載されていないものであり、これに対して、C は、調査結果のまとめがないこと、未だ個別のアクションに細分化されていないこと、目標達成への道筋が明らかにされていないこと、文章でストーリーを説明する必要はなく、エクセル等を使った課題ばらしの表を作成してくれればよいと指導した」に、同頁 24 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(26) 同 10 頁 25 行目の「提出した」を「提出したが、TMC 外部漏れの要因についての記載はなく、ブースターの外部への液漏れの原因は会社の責任ではないことを前提にし、顧客に対して行う異議申請の手順を記載したものであった」に、同 11 頁 1 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(27) 同 11 頁 3・4 行目の「提出した」を「提出したが、1 枚目は表紙、2 枚目は TMC 外部漏れの責任が会社にある場合（想定 1）と会社にない場合（想定 2）を記載し、3 枚目は原告人が BU の H 品質保証マネージャー（以下「H」という。）とのこれまでのやり取りを記載し、4 枚目はグラフが掲載されたただけものであった」に、同頁 9 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に、それぞれ改める。

(28) 同 11 頁 13 行目の「しかし、」の次に「追加されたのは、H から聞き取った内容だけであった。」を加え、同頁 13・14 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に改める。

(29) 同 11 頁 18 行目の「債権者は、」の次に「当職のレポートの内容（本質）を理解しないで、このような Formality に捉えられていては、本質にはたどり着けない様に感じます。」などと記載した上、」を加える。

(30) 同 11 頁 22 行目の「債権者は」の次に「自分がやる事ではない」などと言って、」を加え、同 23 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に改める。

(31) 同 11 頁 25 行目の「[証拠略]」を「[証拠略]」に改める。

(32) 同 12 頁 8 行目の「指示されながら、」の次に「必要性があるかどうかとも良く分からない」などとして、」を加える。

(33) 同 12 頁 10 行目冒頭から同 13 頁 6 行目末尾までを削除する。

(34) 同 13 頁 7 行目の「(5)」を「(4)」に、同頁 13 行目の「(6)」を「(5)」に、同頁 16

行目の「(7)」を「(6)」に、それぞれ改める。

(35) 同 13 頁 19 行目の「就職した」を「就職し、長女は平成 28 年 4 月 1 日に大学院生になったが、現在も抗告人が扶養している」に改める。

(36) 同 13 頁 26 行目の「12 万 6229 円」を「12 万 6278 円」に改める。

(37) 同 14 頁 25 行目冒頭から同 15 頁 22 行目末尾までを以下のとおり改める。

「(ア) 証拠（〔証拠略〕）によれば、①相手方においては、自動車部品の開発、製造を担当する 4 つの事業部門内にも品質保証を担当する部署が存在するが、それとは別に E 部を独立に設け、両者が共同活動を行うことにより品質の向上を図る態勢がとられていたこと、②ワランティーデータは相手方が納品した自動車部品に関する不具合のデータベースであり、情報項目としては、顧客名（自動車メーカー）、部品の名称、部品番号、車種番号、不具合の発生日、不具合が発生した際の自動車の走行距離、ディーラーのコード、不具合の内容などの多数の項目から構成されていること、③ワランティーデータを分析し、傾向等を把握することによって故障件数低減のためのきっかけを見つけ、事業部へ提言することは E 部における通常の業務として位置づけられているところ、ワランティーデータの分析は、それだけで不具合の原因が発見されるものではなく、あくまでも調査をするに当たっての一つの取っ掛かりを探し出すことを目的とするもので、そのようなものとして同業他社においても有用性があるとして採用されていることが認められる。

(イ) 以上に加えて、既に認定した C と G の指示及び指導内容からすると、相手方は、上記 (ア) ③の趣旨で、抗告人に対して、ワランティーデータの分析を指示していたものと認められ、自動車業界において品質保証業務も含めて豊富な勤務経験を有する抗告人に対しては、自らの知識・経験を生かして、主体的に仮説を立て、様々な切り口でワランティーデータを分析し、仮説を検証することを繰り返す中で、意味のある仮説とこれに基づく具体的行動を抽出し、これを分かりやすい形でデータを持って提言書にまとめることが期待されていたものと認められる。

しかるところ、既に認定したところによれば、抗告人の提出物は、ワランティーデータの限られた切り口での表面的な分析にとどまり、データに基づかない個人的な意見や一般的な組織論に基づく提言を行うもので、内容及び報告書の体裁という面でも期待された水準を満たすものではなかったことから、C や G において、繰り返し、ワランティーデータの分析の趣旨を説明し、データの切り口の例を示し、参考となる提案書を示すなどして指導を行ったにもかかわらず、抗告人は、指示された内容の消極的な手直しをするにとどまり、主体的に様々な切り口での分析を試み内容の改善を図ることはできず、結局、要求された水準の分析・提案ができなかったものである。そのみならず、抗告人は、現物を確認しなければ実際の不具合現象を生んでいる原因を究明し特定することができず、ワランティーデータを分析しても、意味のある低減活動の提案は得られないとの考えに強く固執し、C や G の指示や指導が不合理なものであるとして、その意義を否定する姿勢に終始していたことが認められる。」

（38）同 15 頁 23 行目の「(エ)」を「(ウ)」に、同 16 頁 3 行目の「(オ)」を「(エ)」に、それぞれ改める。

（39）同 17 頁 7 行目の「1 (7) イ」を「1 (6) イ」に、同頁 7・8 行目の「12 万 6229 円」を「12 万 6278 円」に、それぞれ改める。

（40）同 17 頁 18 行目末尾の次に行を改めた上、次のとおり加える。

「 抗告人は、不動産事業収入について、所得金額は 36 万 6335 円であって、家計に入ってくる収入は 1 か月 3 万 0530 円であると主張するが、不動産事業に係る経費には減価償却費などがあり、一概に所得金額が手取りの収入金額であるとはいえないところ、抗告人はその内訳について明らかにしていないことに照らし、抗告人の主張は採用しない。また、抗告人は、平成 28 年 3 月時点で、債権者世帯の預貯金額は 269 万円程度となっていると主張するが、本件解雇からは既に 2 年以上が経過しているのであって、抗告人としては、これまでの間、本案訴訟を提起することは十分可能な状態であったのであることに照らすと、抗告人の主張する前記事情を考慮しても、仮の地位を定める仮処分命令における保全の必要性の有無についての前記判断を左右するものではない。」

（41）同 17 頁 20 行目の「1 (6)」を「1 (5)」に改める。

2 よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成 28 年 7 月 7 日

東京高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 永 野 厚 郎

裁判官 見 米 正

裁判官 中 山 雅 之

（編注：別紙略）